

## 〔目的〕

**第1条** 本取扱要領は、電子適合証の取扱いを明確に定め、指定整備取扱要領を補完することを目的とする。

## 〔用語の定義〕

**第2条** 本取扱要領における用語は、関係法令、通達及び指定整備取扱要領によるほか次によるものとする。

- (1) 電子保安基準適合証システム（保適証サービス）とは、電子適合証の情報を一元的に管理し、国のシステムからの照会に回答するシステムをいう。
- (2) 交付番号とは、電子適合証の交付時に振り分けられる、紙による適合証交付番号と重複しない暦年ごとの一連番号をいう。
- (3) e-JIBAIとは、保険会社が電磁的方法により国のシステムに提供した自動車損害賠償責任保険情報をいう。
- (4) 整備業務システムとは、システム会社が自動車整備業界向けに開発したシステムのうち、電子適合証に対応したものをいう。
- (5) 事業場独立登録とは、複数の事業場を有している事業者にあつて、登録時に設定する保適証サービス利用料等の振替口座を事業場毎に別々に指定して登録を行うこと。

## 〔利用者権限〕

**第3条** 電子適合証を作成する為のシステムにおける各利用者の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）は事業場管理責任者が付与するものとする。

また、当該システムを利用する場合には、必ず利用者本人の識別番号（ID）及び暗証番号（パスワード）を使用することとし、事業場管理責任者は当該番号等が不正に使用されないように適切に管理するものとする。

## 〔自動車使用者の承諾〕

**第4条** 電子適合証により登録情報処理機関に情報を提供する場合には、自動車使用者より承諾を得るものとする。

また、e-JIBAIにより自動車損害賠償責任保険情報を提供する場合にも、上記と同様に承諾を得るものとする。

## 〔電子適合証の入力情報及び処理方法〕

**第5条** 電子適合証により登録情報処理機関に提供する情報は、以下の事項とする。

ただし、中古車の新規検査及び予備検査の場合にあつては（7）及び（11）の入力を要しないものとする。

- (1) 交付番号
- (2) 電子適合証の交付日
- (3) 指定整備事業者の氏名又は名称（事業場独立登録の場合には、指定自動車整備事業者の氏名又は名称及び括弧書きで店舗名等）
- (4) 事業場の名称及び所在地
- (5) 検査年月日

- (6) 自動車検査員の氏名
  - (7) 自動車登録番号又は車両番号
  - (8) 車台番号
  - (9) 使用者の氏名又は名称及び住所（予備検査にあつては所有者の氏名又は名称及び住所）
  - (10) 乗車定員、最大積載量、用途、車両総重量
  - (11) 保険期間
  - (12) 当該指定整備事業者が付された指定番号に基づく整備工場コード
  - (13) 電子適合証又は限定電子適合証の別
  - (14) 登録自動車又は軽自動車の別
  - (15) O S S 申請又は窓口申請の別
  - (16) 継続検査、中古新規検査登録又は中古予備検査の別
  - (17) 自動車損害賠償責任保険証明書番号及び保険会社名
  - (18) 総走行距離表示値
  - (19) 最終検査申請日
  - (20) 自重計技術基準適合証の確認の「有・無」（土砂等運搬大型自動車に限る）
- 2 最終検査申請日を入力した場合において、やむを得ず最終の検査申請日までに検査証の有効期間の更新を行えなかった場合、保険期間を一ヶ月分追加加入し電子適合証の引戻処理を行い、修正して検査証有効期間の更新を行うものとする。
- 3 何らかの事情により電子適合証の有効期間を過ぎてしまった場合には、持込検査に切り替えるものとする。
- 4 電子適合証が却下された場合は、電子適合証の引戻処理を行い修正又は削除処理を行い持込検査に切り替えるものとする。
- 5 整備業務システムを利用し電子適合証を作成する場合には、同条第1項から第4項に定める情報及び方法とは別に、システム会社により定められた情報及び方法によって行うものとする。

### 【電子適合証及び適合標章（以下、「電子適合証等」という。）の決裁及び交付】

- 第6条** 電子適合証等の交付に係る決裁者は、指定整備取扱要領により定めた当該事業場の事業場管理責任者とする。ただし、事業場管理責任者が不在等により決裁業務を行えない場合には、指定整備取扱要領において定められた事業場代理管理責任者又は主任技術者が決裁を行うものとする。
- 2 決裁者は電子適合証等の交付の決裁を行う場合、当該自動車に係る電子適合証及び関係帳票類（記録簿、第4条における承諾書、部品伝票、保険証書、検査証等）の入力内容及び記載事項について確認し、全てが適正に処理されている場合にのみ決裁するものとする。
- 3 適合標章を交付する場合は、保安基準適合標章専用紙に次に掲げる方法により記載するものとする。
- (1) 有効期間起算日を表示する欄及び自動車登録番号又は車両番号欄はプリンタにより黒色で印字すること。
  - (2) 適合標章の有効期間が満了する日を表示する欄には、所定のゴム印又はプリンタを用いて、赤色又は黒色により明瞭に押印又は印字すること。
  - (3) 適合標章（裏）には、第5条第1項（1）から（11）と同一の情報をプリンタにより印字すること。

#### 4 電子適合証等の交付に際しては次の事項について確認を行う。

##### (1) 記録簿の確認事項

ア. 当該事業場において、指定整備扱い出来る自動車であること。

- 対象自動車
- 業務範囲
- 検査機器の能力

イ. 適正な記録簿を使用していること。

- 事業用自動車等（自動車点検基準 別表第3）
- 被牽引自動車（自動車点検基準 別表第4）
- 自家用貨物自動車等（自動車点検基準 別表第5）
- 自家用乗用自動車等（自動車点検基準 別表第6）
- 二輪自動車（自動車点検基準 別表第7）

ウ. 記録簿上段の「点検及び整備の概要等」欄の点検等の該当箇所「□」全てにチェック記号が記載されていること。（チェック忘れ及び洩れがないこと）

また、部品等が交換されている場合、「交換部品等」欄にその部品名及び数量が記載されており、記録簿上段の「点検及び整備の概要等」欄に記載された作業内容と一致していることを確認すること。

エ. 記録簿中段の「整備主任者」欄は、当該事業場の整備主任者名が記載されていること。

ただし、当該自動車を検査した検査員が当該事業場の整備主任者として選任されている場合には、記載する必要はない。

オ. 記録簿中段下の「検査機器等による検査」欄及び「目視等による検査」欄は、必要とされる検査結果が全て記載されていること。（記載洩れがないこと）

カ. 記録簿下段の「自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合」欄に記載されている事項が当該自動車の検査証、限定自動車検査証、登録通知書又は返納証明書と同一であり、完成検査において同一性のチェック記号（✓）が記載されていること。

キ. 記録簿下段右側の「自動車検査証有効期限」欄、「受入（検査）年月日」欄及び「整備完了（検査）の年月日」欄の年月日に整合性がとれていること。

また、「受入点検実施者の氏名」欄、「整備実施者」欄及び「自動車検査員の氏名」欄に該当する者の氏名が記載されていること。

ク. ニューサービスを選択した場合、記録簿に所定の記載が行われていること。

ケ. その他必要とされる事項が記載されていること。

##### (2) 保険証書の確認事項

ア. 保険証書の自動車登録番号（車両番号）又は車台番号が検査証、登録通知書又は返納証明書と相違していないこと。

イ. 保険期間が、電子適合証の交付日から新たに記入されるべき検査証の有効期間が満了するまでの期間の全部と重複していること。

##### (3) 電子適合証等の確認事項

ア. 検査の年月日が記録簿に記載されたものと相違ないこと。

また、交付年月日との整合性がとれていること。

イ. 諸元等の入力内容が検査証、登録通知書又は返納証明書と記録簿に記載されたものに相違な

いこと。

ウ. 電子適合証の有効期間と保険証書の保険期間により、最終の検査申請日の入力が必要とされた場合の扱いが適切に行われていること。

エ. 継続検査の場合、保険証書の保険会社名等が適切に入力されていること。

### 〔電子適合証等及び関係帳票類の保存〕

**第7条** 電子適合証等の保存は、次により行うものとする。

- (1) 第5条第1項に定められた情報は、2年間保存すること。
- (2) 適合標章に印刷不良等が生じた場合は、記載面を朱抹して2年間保存すること。
- (3) 適合標章を紛失、滅失又はき損等により再交付する場合は、「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」(平成7年3月27日付け自技第43号、自整第63号)別表6「【電子適合証用】適合標章綴授受出納簿」の備考欄にその旨記載し管理するとともに、き損等した適合標章は、記載面を×印で朱抹し交付の日から2年間保存すること。
- 2 記録簿は、その記載の日から2年間保存する。
- 3 第4条における承諾書は、書面又は電磁的方法により2年間保存する。
- 4 当該自動車の指定整備に係る概算見積書、部品伝票及び請求書等の控は、後日、交付番号から容易に確認できるよう保存する。
- 5 当該事業場における関係帳票類の保管責任者及び保管場所は、指定整備取扱要領第10条第4項を準用する。この場合において、「適合証綴」とあるのは「適合標章綴」、「適合証綴授受出納簿」とあるのは「適合標章綴授受出納簿」と読み替えるものとする。

### 〔適合証等の不正防止等〕

**第8条** 事業場管理責任者は、電子適合証等の交付状況についての確認を行う。

また、適合標章綴授受出納簿を作成して交付状況について管理及び把握し、不正防止に努めるものとする。

### 〔実施時期〕

本取扱要領は、令和 年 月 日より実施する。

## 【権限により利用できる機能一覧】

電子保適システムでは、権限により利用できる機能を制限しており、権限付与が可能なシステム利用者に対し、下表のうち、機能を使用するために必要な権限を付与する。

なお、権限は一人のシステム利用者に対し、複数付与することが可能である。

権限	主な役割	できること	権限付与が可能なもの
事業者権限※	自社の指定整備工場を管理する	自社の事業者の指定工場(各拠点)に所属する 事業場管理ユーザー(事業場管理権限)及び社員ユーザー(保適証登録権限・検査員権限・保適証入力権限)の登録、変更、削除	拠点管理担当者
事業場管理権限	自社の指定整備工場の社員を管理する	自社の指定整備工場に所属する社員ユーザーの登録、変更、削除	事業場管理責任者
保適証登録権限	保適証情報を登録する	保適証情報の登録、引戻、削除、アップロード、ファイル転送	事業場管理責任者 事業場代理管理責任者 主任技術者
検査員権限	検査員項目を入力する	検査員項目の入力	自動車検査員
保適証入力権限	保適証情報を起票・入力する	保適証情報の起票・入力	事業場管理責任者 事業場代理管理責任者 主任技術者 自動車検査員 その他事業場社員 (業務係等で検査員に代わり検査証情報を補助入力する者)

※事業者権限とは、電子保適システム申込書で拠点管理機能を「有」をした場合に、申込書に記載の拠点管理担当者に権限付与される。(複数指定工場を有する事業者で本社担当者等が一括して、ログインID・パスワード等を管理する場合)

## 【検査手数料印紙の取扱いについて】

従来、検査手数料は保安基準適合証に印紙を貼って納付していたが、適合証のみ電磁的方法により登録情報処理機関に情報を提供する場合(検査の申請はOCRシート、検査手数料・重量税の納付は印紙によって行う)には、検査手数料の印紙を旧車検査の備考欄等余白部に貼り付けて納付を行う。

## 【継続検査OSSについて】

継続検査OSSには「電子保安基準適合証システム（保適証サービス）」と「申請共同利用システム」があります。

「電子保安基準適合証システム」は、継続検査OSSに必要な指定自動車整備事業場からの電子保安基準適合証の情報を一元的に管理し、国のシステムからの照会に回答するサービスを担うシステムです。

また、「申請共同利用システム」は、従来OCRシートにより行っていた申請を電子申請すると共に検査手数料・重量税に関してダイレクト納付を行うシステムです。

なお、「電子保安基準適合証システム」及び「申請共同利用システム」をご利用される場合には、整備振興会へのお申し込みが必要となります。

### 継続検査OSSを行うためには・・・

継続検査OSSを行うためには以下の条件が必要となります。

- ① 当該自動車について、電子適合証を交付していること。
- ② 当該自動車の自賠責保険が e-JIBAI であること。
- ③ 継続検査の申請を電磁的方法により行う場合は、自動車使用者より承諾を得ること。

## 継続・中古新規検査を受けられるお客様へ

継続・中古車新規検査に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続・中古車新規検査の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

----- 以下、お客様ご記入欄 -----

### 継続・中古車新規検査における確認事項及び承諾書

継続・中古車新規検査の手続きに関してチェックを付けた事項について承諾します。

①〔継続検査申請に関する委任について〕

継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

②〔継続・中古車新規検査に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾〕

「自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項」及び「保安基準適合証の交付に代えて当該証明書に記載すべき事項」を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による申請や関係書類の国への提出に代えて、電子データにより国へ送信するものです。なお、当該電子データは、継続・中古車新規検査の手続き以外には使用されません。

登録番号又は車両番号（中古車新規検査の場合には車台番号）

ご記入日 年 月 日

使用者のお名前（社名） 印

※記名・押印又は自署